

横浜市立帷子小学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は横浜市立帷子小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は常に児童の教育に視点をおき、前章の目的を達成するために次の方針を定める。

- 1 本会は自主独立のものである。
- 2 会員の総意において活動する。
- 3 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 4 学校の人事その他管理には干渉しない。
- 5 本会が P T A 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第 4 章 活 動

第 4 条 本会は前章の目的及び方針に従って次の活動をする。

- 1 家庭と学校の緊密な連絡によって教育的効果を高めていく。
- 2 地域社会とのつながりを深め、協力し合いながら、児童の生活環境をよりよくするよう努める。
- 3 会員教育に対する理解を深め、会員相互の研修と親睦を図り、教養の向上を図る。

第5章 会 員

第5条 本会は会員を以て組織する。会員は本校児童の保護者並びに教職員とする。

第6章 会 計

第6条 本会の経費は会費及びその他の収入を以てこれにあてる。

第7条 会費は次のとおりとする。但し、総会の決議により会費額を変更することができる。

- 1 会費は一世帯月額300円とし、教職員もこれに準ずる。
- 2 郵便局振込みにより納める。

第8条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第9条 本会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会で報告され承認を得なければならない。

第7章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名 (保護者)
- 2 副会長 2～3名 (保護者)
- 3 書記 3名 (保護者2教職員1)
- 4 会計 2～3名 (保護者1～2教職員1)

第11条 役員任期は1年とする。但し再選をさまたげない。交代は3月末日とする。

第12条 役員任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。また、総会、運営委員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはその職務を代行する。
- 3 書記は常置委員会を除く各種会合の議事を記録保存し、本会の事務を処理する。
- 4 会計は本会の収支を明確に記録し、この会の財産を管理する。また、監査を経て総会で決算報告をする。

第8章 会計監査委員

- 第13条 本会は2名の会計監査委員を置く。
- 第14条 会計監査委員の選出及び任期については次のとおりとする。
- 1 選出 前年度と今年度の役員経験者から候補者を選出する。候補者が定員数選出できない場合には、対象年度を1年繰り下げて役員経験者から選出を行う。
 - 2 任期 役員に準ずる。
- 第15条 会計監査委員は年度末、または必要の都度、随時会計の状況・財産管理の状況について監査を行い、総会で報告する。

第9章 総会

- 第16条 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とする。
- 第17条 定期総会は会員の3分の1以上（委任状を含む）を以て成立し、その決議は出席者の過半数で成立する。
- 第18条 定期総会は毎年5月及び2月に開き、次の事項を協議決定する。
- 1 5月総会
 - *前年度事業報告・決算報告の承認
 - *新年度事業計画案・活動方針案の承認
 - *予算案の審議・決定
 - *その他の必要な事項
 - 2 2月総会
 - *新年度役員並びに会計監査委員の承認
 - *その他の必要な事項
- 第19条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の4分の1以上の要請があったとき、会長が招集する。

第10章 役員会

- 第20条 運営委員会並びに各委員会活動の調整を図り、本会の活動を円滑に運営するために役員会を置く。
- 第21条 役員会は委員及び校長・副校長で構成する。
- 第22条 役員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の2分の1以上の要請があったとき、会長が招集する。

第11章 運営委員会

- 第23条 運営委員会は総会の決議に基づき、PTAの運営や活動全般にわたって審議・決定し、具体的に実施していく機関である。
- 第24条 運営委員会は、役員、常置委員会の正副委員長及び、校長、副校長を以て構成する。
- 第25条 運営委員会は原則として毎月1回開催する。但し会長が必要と認めたとき、または運営委員の過半数が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 第26条 運営委員会は委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決定する。
- 第27条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。
- 1 総会で決定した活動計画の審議及び連絡調整
 - 2 総会に提出する活動計画案・予算案の審議、及び活動報告書・決算報告書の作成

第12章 常置委員会

- 第28条 総会で承認された計画案の執行機関として、次の常置委員会を置く。
- 1 学年学級委員会 学年学級相互の連絡調整とPTA活動の推進、会員の研修と親睦を図る。
 - 2 広報委員会 会員相互の理解を深めるために広報誌等を企画発行し、その他必要な広報活動をする。
 - 3 校外指導委員会 児童の校外生活指導及び交通安全に努め、地域環境の改善に協力する。
※但し委員選出地区を次のとおりとする。
・宮田町 ・天王町 ・岩間町 ・スカイハイツ ・川辺町
・リバーサイド星川 ・サーパス横浜星川
・天王町団地 ・西久保公園ハイツ ・パークシティ横濱
・学区外も含む
 - 4 保健給食委員会 児童及び会員の心と体の健全なる育成を目指し、関係機関と協力して健康生活の向上をはかる。
また、安全パトロール係またはハマロードサポーターも兼務する。(委員長、副委員長は兼務しなくてもよい。)
- 第29条 委員の任期は1年とする。但し再選をさまたげない。交代は3月末日とする。
- 第30条 委員の任務は次のとおりとする。
- 1 委員長はその委員会の運営を図る。
 - 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときはその職務を代行する。
 - 3 委員は委員会を構成し、会の議決機関のひとつとなり、また所属の委員会の運営に携わる。

第13章 特別委員会

- 第31条 本会に次の特別委員会を置く。
特別委員会は、その任務を終了した時、解散する。
- 1 ベルマーク委員会 ベルマーク運動を通じて、児童の為の環境整備と福祉活動に協力する。
 - 2 卒業対策委員会 卒業に関する諸事とりまとめなど。
(学年学級委員会との兼務)
 - 3 推薦委員会 次年度の役員、及び会計監査委員を選出する。
 - イ 役員の選出にあたっては推薦するための推薦委員会を設ける。
 - ロ 推薦委員は役員1名以上(会長を除く)2～6年の保護者(各学年より1～2名)、学校側より2名を以て構成する。
 - ハ 推薦委員は前期中に決定し、すみやかに会員に通知する。
 - ニ 役員立候補者は、推薦委員長まで申し出ることができる。
 - ホ 役員候補者の推薦は2月までに行い、2月総会の前までに会員に通知する。
 - 4 運動会委員会 運動会の受付、パトロール等を行う。
 - 5 学校安全パトロール隊係 児童の登校時の安全を見守る。
 - 6 ハマロードサポーター 学校周辺の環境整備
 - 7 運動会委員会、推薦委員会、ベルマーク委員会は、学校安全パトロール隊係またはハマロードサポーターを兼務する。(委員長、副委員長は兼務しなくてもよい。)

第14章 役員・正副委員長 運営委員・委員の選出

- 第32条 役員(会長、副会長、書記、会計)は推薦委員会で推薦され、総会で承認を得る。但し、書記、会計の各1名は学校側より選出し、総会で承認を得る。
- 第33条 正副委員長は各委員の互選により選出する。
- 第34条 運営委員は、役員、常置委員会の正副委員長及び校長、副校長を以てあてる。
- 第35条 委員は各学級より選出された委員(学年学級、広報、保健給食)と各地域から選出された委員(校外指導)及び教職員を以てあてる。
- 第36条 役員に欠員が生じた場合はすみやかに補充する。任期は前任者の残任期間とし、補充は運営委員会で選出し、会員に報告する。
- 第37条 委員に欠員が生じた場合は学級及び地域より選出し補充する。

第15章 表彰

- 第38条 本会は特に功労のあった者を役員会で決議し、表彰することができる。

第16章 細 則

第39条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。

第40条 運営委員会が細則を改正した場合は、その結果を次期総会において報告しなければならない。

第17章 改 正

第41条 本規約は、総会において審議され出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。但し、改正案は総会開催前に全会員に知らせておかなければならない。

第18章 付 則

第42条 本規約は昭和29年5月6日より実施する。

- 1 昭和43年 2月20日 一部改正
- 2 昭和50年 2月27日 一部改正
- 3 昭和55年 2月28日 一部改正
- 4 昭和59年 5月14日 一部改正
- 5 平成 9年 4月 1日 改正
- 6 平成11年 5月18日 一部改正
- 7 平成14年 2月14日 一部改正
- 8 平成15年 2月14日 一部削除
- 9 平成16年 2月13日 一部改正
- 10 平成17年 2月15日 一部改正
- 11 平成18年 2月14日 一部改正
- 12 平成19年 2月13日 一部改正
- 13 平成20年 2月13日 一部改正
- 14 平成21年 2月10日 一部改正
- 15 平成22年 5月18日 一部改正
- 16 平成25年 2月14日 一部付加
- 17 平成26年 2月18日 一部改正
- 18 平成29年 2月16日 一部改正
- 19 平成29年 5月15日 一部付加
- 20 平成30年10月23日 一部付加
- 21 平成31年 3月 5日 一部付加
- 22 令和 4年 2月14日 一部改正

帷子小学校PTA慶弔及び表彰規定

A. 傷病の場合

- 1 児童傷病入院1ヶ月以上金3000円
- 2 会員が学校、PTAの活動でけがをした時金3000円

B. 死亡の場合

- 1 児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・花輪1基と5000円
- 2 保護者・・・・・・・・・・・・・・・・・・花輪1基と5000円
- 3 教職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・花輪1基と5000円
- 4 教職員の配偶者・子供・・・・・・・・・・花輪1基と5000円
- 5 学校に功績のあった人・・・・・・・・・・花輪1基と5000円

C. お祝い（教職員）

- 1 退職・・・・・・・・・・・・・・・・・・3000円相当の記念品

D. 災害の場合（状況により）・・・・・・・・・・金3000円

E. 表彰

- 1 保護者（前年度の運営委員・会計監査をした人）・・・・・・記念品

F. その他の場合・・・・・・・・・・状況により役員会で決定する

本規約を執行する場合は、役員会で審議する。

この規定は、平成9年4月1日から実施する。

第4章活動第4条3に基づく任意団体の設置及び特別活動に関する細則

第1条 (任意団体の設置)

本会に、スポーツ・文化を通し、保護者、教職員ならびに他校との親睦を図ることを目的とする
任意団体を設けることができる。
任意団体は会員の発議で役員会が審議し、運営委員会の承認を得て活動するものとする。

第2条 (代表者)

- (1) 任意団体は代表者1名、副代表者2名、会計担当者2名を置くものとする。
- (2) 代表者は団体の会員名簿を作成し、学校及び役員会に提出するものとする。
- (3) 副代表者は代表者の補佐、会計担当者は団体の会計事務にあたる。

第3条 (任意団体会員の制限)

- (1) 任意団体会員(以下「団員」とする)は、原則として帷子小学校に在籍する児童の保護者および教職員とする。
- (2) (1)に規定する団員の他は団体の運営に関与することはできない。

第4条 (経理)

団体の経理はPTA総会において議決された予算に基づき執行する。

- (1) 団体の会計担当者は、年度初めに予算案と年間活動計画を作成し、役員会に提出する。
- (2) 団体の会計年度は本会会計年度に準ずる。

第5条 (運営)

任意団体の運営は、公共の福祉に反しない範囲で団員自らが行うものとする。ただし、団員の参加を募る書面の配布及び回収について学校およびPTAの協力を求めることができる。

第6条 (活動)

- (1) 活動を行うにあたり、学校施設を使用する際は、学校長の許可を得なければならない。
- (2) 活動において次の事項を遵守する。
 - (ア) 放課後や学校開放の約束事項を厳守する。各所に迷惑を掛けないように配慮して行う。
 - (イ) 器物破損などのトラブルが発生した場合は、速やかに学校長、PTA会長に報告する。
 - (ウ) 活動中は、自己管理・自己責任の下、幼児・児童の安全に十分注意をする。
- (3) 団体の活動は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 (改正)

本細則の改正・改廃に限り、役員会と団体代表者の協議において改正・改廃することができる。ただし、その内容に関しては、運営委員会に報告し、次期総会において会員に報告しなければならない。

本細則は平成25年2月14日より実施する。

第7章役員に基づく役員の優遇に関する細則

第1条 (役員の優遇)

役員を2年以上務めた会員は、その翌年から最長4年間は役員および常置委員会、特別委員会の活動は免除にできる。

ただし、本人が希望すればこの限りではない。

第2条 (改正)

本細則に限り、役員会の協議において改正・改廃することができる。

ただし、その内容に関しては、運営委員会に報告し、次期総会において会員に報告しなければならない。

本細則は平成30年10月23日より実施する。

第3章方針第3条5に基づく帷子小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 帷子小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに P T A 会長に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、P T A 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「帷子小学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成 29 年 5 月 15 日より施行する。